

主催／一般社団法人 静岡県介護福祉士会

## 令和5年度 介護職員等の喀痰吸引等研修(第2号研修)募集要項

### 1. 目的

老人福祉施設、老人保健施設及び居宅において必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引などを行うことができる介護職員等を養成する。

### 2. 研修課程

不特定の対象者に対する喀痰吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)及び経管栄養(胃ろう又は腸ろう・経鼻)に関する研修で、基本研修(講義 50 時間・演習・筆記試験)及び実地研修とする。全行為のうち、一部の行為だけを必要とする利用者様が存在すれば、1 行為からでも研修が受講できる。実地研修は4行為までとする。

### 3. 対象者

- (1) 県内の介護保険施設や在宅サービス事業所等に勤務する介護職員とする。
- (2) 全日程受講できること。
- (3) 所属する職場又は同一法人、関連法人の施設等で実地研修できること。

### 4. 研修会場・日程

(ア) 基本研修の講義は、オンライン(Zoom ミーティングを使用)で実施します。

(イ) 基本研修の筆記試験・演習は、対面で実施します。

会場: 静岡県総合社会福祉会館シズウェル 〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70

駐車場はありません。公共交通機関、最寄りの有料駐車場をご利用ください。

(ウ) 実地研修は、受講生が所属する職場又は同一法人・関連法人の施設等で実施していただきます。

基本研修	講義 (ア)	12/13(水) 12/21(木) 1/9(木) 1/18(木) 1/24(水) 2/1(木)
	筆記試験 (イ)	2/5(月)
	演習 (イ)	2/6(火)・7(水)・8(木)・9(金)
実地研修 (ウ)	演習終了後 随時実施	

講義時間は概ね 9:30～16:30 となります。

### 5. 募集定員

36 名

### 6. 受講料

70,000 円 (消費税、テキスト代、筆記試験料、賠償責任保険料含む)

筆記試験再試験の場合 別途 3,000 円(税込み)が必要になります。

## 7. 提出書類

- (1) 受講申込書・調書
- (2) 実地研修に関する確認書
- (3) 免除対象者(※修了証又は認定証の写しを添付してください。)

※研修の一部免除の取扱い

「特別養護老人ホームにおける痰の吸引等の取扱いについて」(平成 22 年 4 月 1 日厚生労働省医政局長通知)に基づく研修の修了者は、基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修の「口腔内の喀痰吸引」が免除となります。申込み時に修了証明書の写しを添えて下さい。

個人情報は、本研修の運営のみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に開示、提供することはありません。

## 8. 申込み方法

上記(1)申込書を下記事務局へ FAX 送信またはメール添付にて送信してください。申込書は HP「研修・講習会一覧の喀痰吸引等研修」のページよりダウンロード可能です。申込書受理後に(2)の確認書を送付します。 FAX 054-253-0829 e-mail : shizukai@cy.tnc.ne.jp  
(FAX 送信の際、到着確認の電話をお願いします。メール送信の場合は、折り返し返信いたします。)



<https://shizukai.jp>

## 9. 締切日

11 月 17 日(金)

受講人数が 16 名以下の場合、実施できない場合もありますことご了承ください。締切日以降、申込みの施設・事業所担当者様に受講決定通知を送付します。

## 10. 研修修了後の手続き等

- (1) 研修修了者には修了証書を交付します。遅刻、早退、欠席とみなした場合は、修了証書を交付できません。
- (2) 実際に痰の吸引等の特定行為を行うには、修了証書受領後、県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要があります。「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等が事業所で痰の吸引等の医療的ケアを行う際には、事業所として別途県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

申込み・問合せ

一般社団法人静岡県介護福祉士会事務局・谷口

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 階

TEL 054-253-0818 / FAX 054-253-0829

E-mail shizukai@cy.tnc.ne.jp

<http://shizukai.jp>